

# 2021年度以降のインバランス料金の詳細設計等について

第38回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和元年5月31日(金)



## インバランス料金制度の2021年度からの改正について

- 資源エネルギー庁の審議会において、需給調整市場の創設に併せて、2021年度からインバランス料金制度を改正する方針が示され、その詳細については、電力・ガス取引監視等委員会において、システム改修に要する期間も踏まえ、資源エネルギー庁・電力広域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされた。
- これを踏まえ、本専門会合において、2021年度以降のインバランス料金制度の詳細及び関連情報の公表のあり方等について、これまで2回にわたり検討を進めてきたところ。

### 検討事項:

- 2021年度以降の、
  - ① 新たなインバランス料金の詳細
  - ② 関連情報のタイムリーな情報公表のあり方
  - ③ 一般送配電事業者の需給調整関連経費の収支管理のあり方 等

#### スケジュール:

システム開発の要件に関連するものは、早期に結論を得る(5・6月頃)

## 今回御議論いただく内容

## 今後の検討課題

律のあり方など

## スケジュール

①新たなイ ンバランス料	調整力の kWh価格の 反映	<ul> <li>コマ内で限界的なkWh価格が異なる場合の扱い</li> <li>インバランス料金と卸市場価格が逆転した際の補正のあり方(補正による影響を踏まえた卸市場における規律のあり方)</li> <li>沖縄エリアにおけるインバランス料金の算定方法</li> </ul>	• システム開発の要件に関連するものは、 早期に結論を得る
金の詳細	需給ひっ迫 時のインバラ ンス料金	<ul><li>需給ひつ迫時補正の一定の式(直線)における数値の設定</li><li>災害時のインバランス料金のあり方</li></ul>	<ul><li>システム開発の要件に関連するものは、 早期に結論を得る</li><li>6月以降に審議予定</li></ul>
②タイムリー	な情報公表	• 情報公表の意義、情報公表の項目・タイミング・公 表主体など	<ul><li>システム開発の要件に関連するものは、 早期に結論を得る</li></ul>
③収支管理	心あり方	新たなインバランス料金制度を踏まえた調整力関連 費用及びインバランス料金に係る一般送配電事業 者の収支管理のあり方	<ul><li>6月以降に審議予定</li></ul>
4その他		競争が十分でない場合の調整力のkWh価格の規	<ul><li>6月以降に審議予定</li></ul>

3

## 1. 新たなインバランス料金の詳細設計

## インバランス料金の考え方

- インバランス料金は、系統利用者への価格シグナルのベースとなるもの。したがって、
  - ① 実需給の電気の価値(電気を供給するコストや需給の状況)が適切にインバランス料金に反映されるようにするとともに、
  - ② その価格や需給状況に関する情報がタイムリーに公表されるようにする。



タイムリーな情報発信

(補正)

#### 調整力のkWh価格

インバランスを埋めるため用いられた 調整力の限界的なkWh価格

※補助的施策として卸電力市場価格に基づく 補正の仕組みを導入

## 需給ひつ迫による停電リスク等のコスト

その時間帯における需給ひっ迫状況を踏まえ、インバランスの発生がもたらす 停電リスク等のコスト増

# 1-1. インバランス料金に引用する調整力の kWh価格の決定方法について

## 前回(第37回制度設計専門会合)での議論及び今回の論点

前回会合では、以下のとおり事務局案をお示しし、ご議論をいただいた。

#### 調整力の限界的なkWh価格の引用方法

▶ インバランス料金には、広域運用された調整力(2021年度では15分箱形)の限界的なkWh価格を引用する。

## <u>エリア分断時の扱い</u>

▶ 分断があった場合には、分断したエリアごとの広域運用された調整力のkWh価格を引用する。

#### コマ内で限界的なkWh価格が異なる場合の扱い

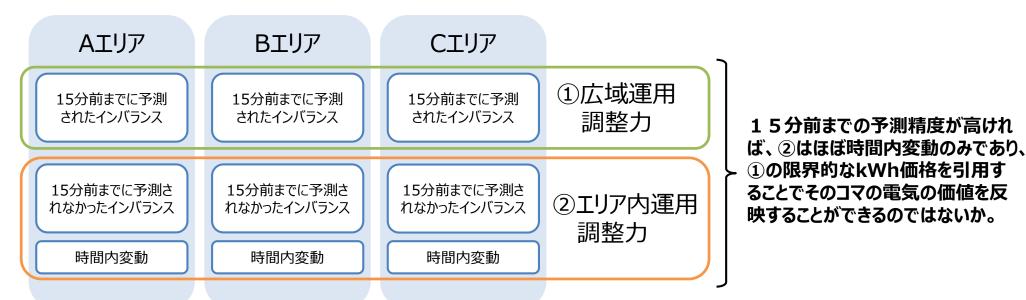
- ▶ 広域運用された調整力は15分単位で指令されることから、前半15分と後半15分のそれぞれ最も高い(不足時)または最も低い(余剰時)限界的なkWh価格を加重平均し、30分コマの限界的なkWh価格とする。
  - →前半15分と後半15分の限界的なkWh価格の最高価格or加重平均のどちらを引用すべきか【継続論点】

## 広域運用調整力への指令がゼロであった場合の扱い

広域エリア合計でのインバランスが小さく、広域運用の調整力の指令量がゼロであった場合は、指令されなかった上げ調整力の最も安いkWh価格と、指令されなかった下げ調整の最も高いkWh価格の平均を引用する案、もしくは卸市場価格を引用する案が考えられるが、システム面で必要となるコスト等の評価を行ったうえで、いずれか採用する。【今後事務局内で検討の上決定】

● 15分前までの予測精度が高ければ、インバランス対応は主に広域運用の調整力が担うことになることから、その広域運用調整力のkWh価格を引用することで、そのコマの電気の価値を反映させることができるのではないか。

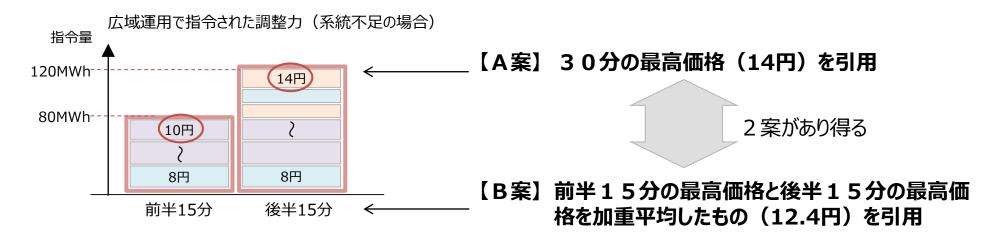
実需給15分前までに予測された15分単位のインバランスは広域運用の調整力で対応され、その後の変化や時間内変動はエリアごとの調整力で対応される。(※2023年度より5分前までの5分単位の予測に短縮を予定。)



一般送配電事業者による広域運用については、インバランス量を適切に予測した運用がなされているか等、運用状況の監視を行い、合理的でない動きがみられた場合には、その原因等を聴取する。

## 調整力のkWh価格をどのように引用するか

● 15分単位で運用される広域運用調整力のkWh価格をインバランス料金に引用する方法について、前回、以下の2案の両方あり得るとのご意見をいただいた。



#### ○大橋委員

実際に広域運用で指令されるのは15分ということだが、基本的にBGは30分で計画を作る。30分で作ったときの値は幾らになるかというと、100メガワットのところになっているはずで、100メガワットにおけるコストが幾らなのだというのが本来的に反映されるべきコスト。インバランスを出さない動機づけをきちっとつけるという意味では、14円のほうがやるべきこととしては近い。

BGへの配慮もあるのかもしれないが、インバランスはしっかりやらなければいけないという趣旨を踏まえた方法もあり得る。

#### 〇松村委員

実際にそれぞれの時間帯でかかったマージナルコストというのは、加重平均と考えるのがすごく自然。加重平均は一定の合理性はある。 この図でいうと、後半に集中的にインバランスが出るようなことはとてもありがたくなくて、高目の価格とすることで抑制したい、おそらく系統事業者はそういうと思うし、 系統事業者の心配としてはもっともだと思うが、一方でこの場合、後半の15分に集中してインバランスが出た結果として高くなっているのだとすると、加重平均もこの14円のウエートがどんどん上がるという格好になっているのだということを考えれば、加重平均というのも1つの考え方で、必ずしもおかしいということはない。

#### 〇林委員

どちらもあり得る。系統運用の立ち位置としたら、しっかり価格シグナルで安定供給を確保したいという思いがある。そのための調整力ということ。 事務局提案の加重平均算出でいいという話もある。松村委員からあったが、時間ごとのマージナルコストという意味で私もそれはそうだなと思うが、ここはもう一回 少し丁寧に議論をしてもよい。

## コマ内で上げ指令・下げ指令のみであった場合の取扱い

● 再度検討した結果、インバランス料金の基本的考え方に照らして、前半15分と後半1 5分の最高価格を加重平均する(B案)が合理的と考えられるがどうか。

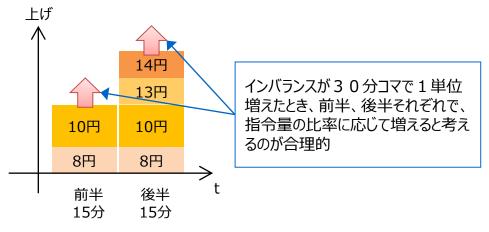
#### 理由①

そのコマで仮にインバランスがさらに1単位発生した場合に増えるコストは、前半・後半の限界価格の加重平均と考えるのが合理的

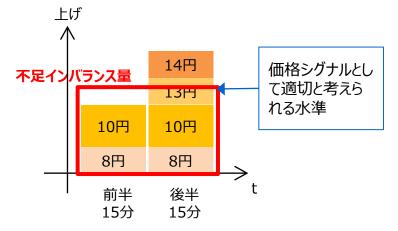
#### 理由②

3 0 分のインバランス量をBGが調達するように促すための価格シグナルの観点からも、加重平均が適当。

#### 広域運用で指令された調整力



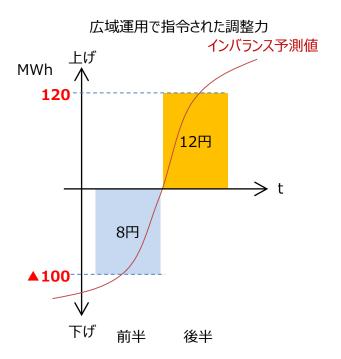
#### 広域運用で指令された調整力



## コマ内で上げ指令と下げ指令がある場合の取扱い

- 広域運用は15分単位で実施されるところ、前半15分と後半15分で上げ指令、下げ指令が行われるケースが考えられる。
- これらのケースにおいては、前回提案した方法のいずれも適切な値にならないおそれがある。

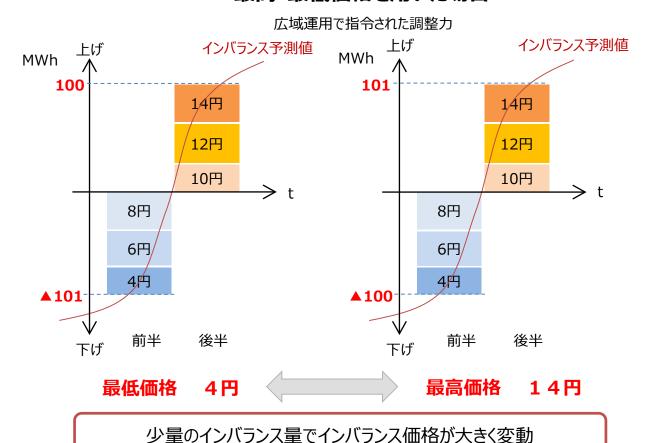
#### 加重平均価格を用いた場合



#### 加重平均価格 32円

異常な単価となる

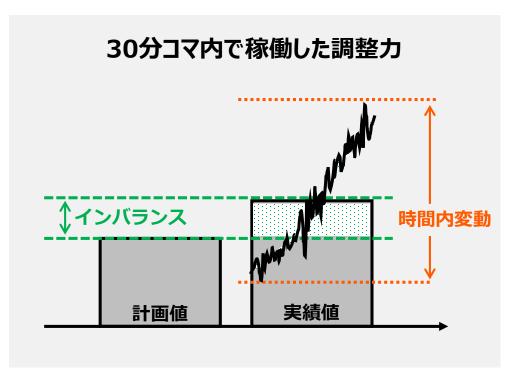
#### 最高・最低価格を用いた場合



## 調整力のkWh価格をどのようにインバランス料金に反映させるか

2019年4月 第37回制度設計専門会合 資料4

- インバランス料金は、そのコマ・そのエリアにおいてさらにインバランスが1単位増えたとすれば発生したであろう需給調整のコストを反映することが適当。
- エリアごとに、インバランスを埋めるために用いられた調整力の限界的なkWh価格を引用することが適当と考えられるところ、広域運用の下でどのように決定するべきか。





時間内変動等に対応した調整力 インバランス料金の算定において 考慮しない



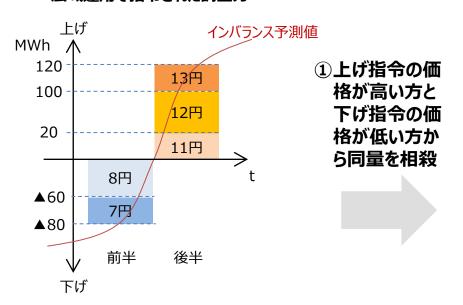
インバランスに対応した調整力 このうち限界的な価格をインバラ ンス料金に反映

1コマ(30分)の中で稼働した調整力の中には、インバランスを埋めるために稼働 (kWhが発生)したものと、周波数制御や時間内変動のために稼働したものがある。

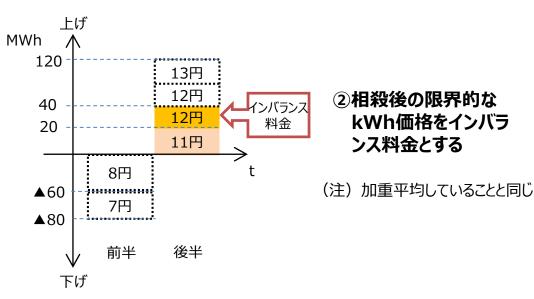
## コマ内で上げ指令と下げ指令がある場合の取扱い(上げ下げの相殺)①

- インバランス料金には、インバランス対応のために稼働した調整力のkWh価格を反映させるという考え方を踏まえ、時間内変動への対応のために稼働した分を取り除いて引用することが適当。
- こうしたことから、上げ指令の価格が高い方と下げ指令の価格が低い方から同量を相殺し、残ったものの限界的なkWh価格(不足時は最も高いkWh価格、余剰時は最も低いkWh価格)を引用することが適当と考えられる。

#### 広域運用で指令された調整力



#### 広域運用で指令された調整力

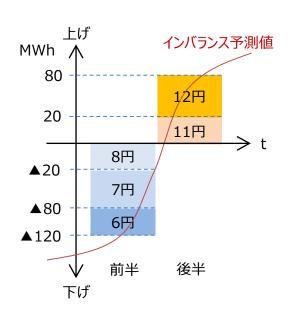


※この場合、上げ指令80MWh分、下げ指令80MWh分は、30分コマ 単位の実績では相殺され、インバランスとはならないため、時間内変動と 考える。インバランス料金で回収する対象は、インバランスに対応する調 整力稼働分とすることが適当。

## コマ内で上げ指令と下げ指令がある場合の取扱い(上げ下げの相殺)②

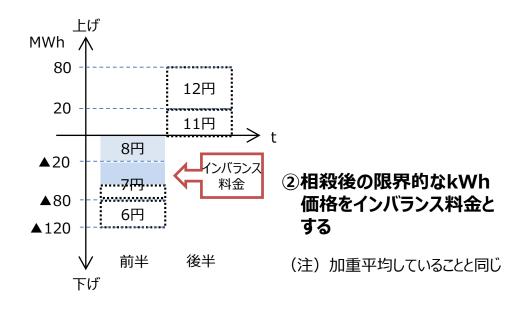
系統余剰時のインバランス料金算定イメージは以下のとおり。

#### 広域運用で指令された調整力



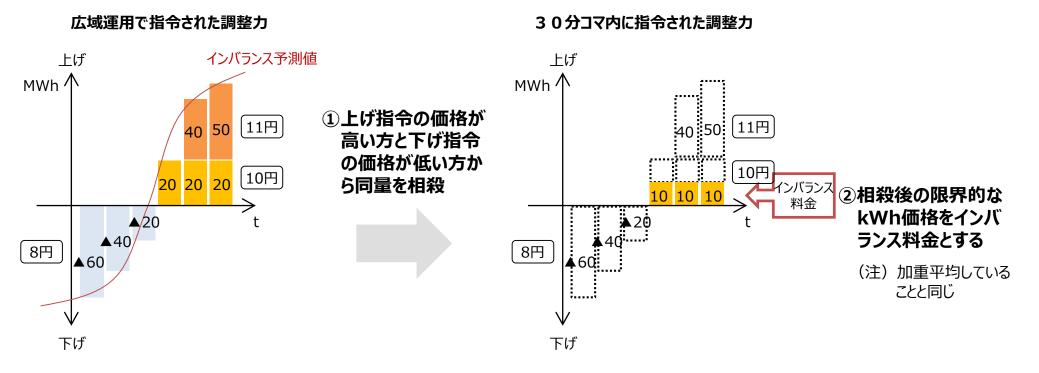
①上げ指令の価格が 高い方と下げ指令 の価格が低い方か ら同量を相殺

#### 30分コマ内に指令された調整力



## コマ内で上げ指令と下げ指令がある場合の取扱い(上げ下げの相殺)③

5分単位の運用になった際のインバランス料金算定イメージは以下のとおり。



※調整力の広域運用は、2023年度より5分単位での運用が予定されている。 (5分前までに5分単位のインバランス量を予測して指令)

## まとめ(インバランス料金に引用する調整力のkWh価格の決定方法)

● 本日の事務局からの提案内容をまとめると以下の通り。

## コマ内で限界的なkWh価格が異なる場合の扱い

- ▶ 広域運用された調整力は15分単位で指令されることから、前半15分と後半15分のそれぞれ最も高い限界的なkWh価格を加重平均し、30分コマの限界的なkWh価格とする。
- ▶ 3 0 分コマ内で上げ指令、下げ指令が行われるケースでは、上げ指令の価格が高い方と下げ指令の価格が低い方から同量を相殺し、残ったものの限界的なkWh価格(不足時は最も高いkWh価格、余剰時は最も低いkWh価格)を引用する。

# 1-2. 沖縄エリアのインバランス料金について

## 沖縄エリアにおけるインバランス料金の算定方法について

- 沖縄エリアについては、広域需給調整システム(運用)が導入されないため、他のエリアと同じ方法で広域運用調整力のkWh価格を引用してインバランス料金を算定することができない。
- したがって、沖縄エリアのインバランス料金の算定方法を別途検討することが必要。

#### 沖縄エリアにおける、2021年度以降の調整力の調達方法と運用方法

## <u>調整力の調達</u>

需給調整市場システム(調達)を用いて、エリア内から調達(他エリアと同様)

## 調整力の運用

- 調達した調整電源及び余力活用電源を合わせて、メリットオーダー運用。
- <u>広域需給調整システム(運用)は用いない。</u>(実需給15分前の15分箱形のインバランス 予測は行われない。)

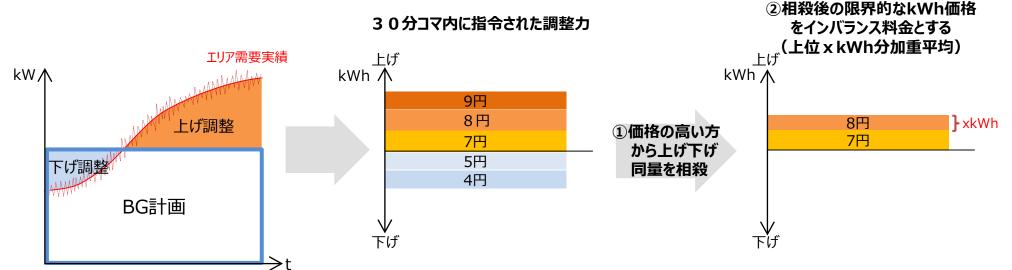
広域運用調整力のkWh価格を引用できないことから、沖縄エリアのインバランス料金の算定方法を別途決める必要がある。

## 沖縄エリアにおけるインバランス料金の算定方法について(案)

- インバランス対応のために指令した調整力の限界的なkWh価格を引用するという基本的考え方に基づき、沖縄エリアのインバランス料金は以下のように算定することとしてはどうか。
- ① 時間内変動対応分は控除する観点から、3 0 分コマ内に上げ調整と下げ調整が両方あった場合には、上げ調整 価格の高い方、下げ調整価格の低い方から同量を相殺 。
- ② その上で、残ったものの限界的なkWh価格をインバランス料金とする。 限界的なkWh価格は、上げ調整価格の高いものから(下げ調整価格の低いものから)x kWh分の加重平均により算定。

xの値は、過去のデータを分析して次回以降検討。沖縄では卸電力市場がなく、小売の調達手段が限られていることも考慮。

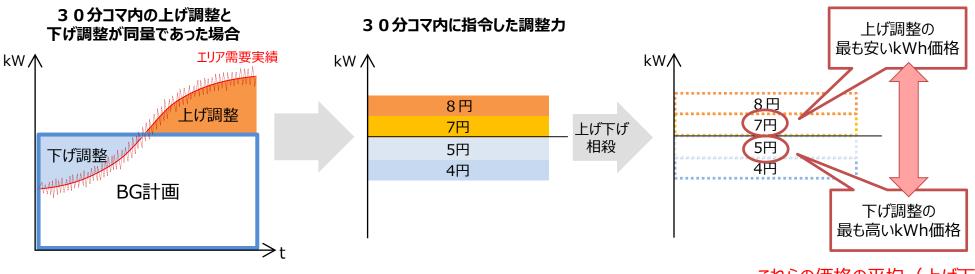
#### (注) ひっ迫時補正については沖縄エリアにも適用。



※調整力については、稼働実績ではなく、中給からの指令値を用いる。(調整力については、メリットオーダー運用が前提。)

## 沖縄エリアにおける調整力の上げ下げ指令量が同量の場合の取り扱い(案)

● 上げ指令、下げ指令が同量の場合、インバランス料金は、上げ調整の最も安いkWh価格と、下げ調整の最も高いkWh価格の平均(上げ下げ中央値)を引用することとしてはどうか。



これらの価格の平均(上げ下 げ中央値※)を引用することが 合理的と考えられる

※この場合6円

3 0 分コマ内の上げ調整と下げ調整を相殺した結果、残ったものがxkWhよりも小さい場合、そのkWh価格と上げ下げ中央値を合計xkWh分加重平均して引用することが合理的ではないか。

## 沖縄エリアの需給調整市場における規律のあり方について(案)

- ・ 沖縄エリアについては、調整力提供者が限定的であるため、∆kW価格及びkWh価格の 登録について、何らかの規律が必要と考えられる。
- 特に、kWh価格については、インバランス料金に引用されるものであるから、インバランス 対応コストを適切に反映したものとなるよう、規律付けが必要。
- これらの規律付けについては、次回以降議論することとしたい。

## (参考) 沖縄エリアの2019年度向け調整力の公募結果

2019年4月 第37回制度設計専門会合 資料5一部改変

容量:万kW 価格:円/kW

	•			
		2018年度	2019度	増減
	募集容量	5.7	5.7	_
	応札容量	5.7	5.7	_
電源 I -a	落札容量	5.7	5.7	_
	※最高価格	34,399	32,833	<b>▲</b> 1,566
	※平均価格	26,304	24,974	<b>▲</b> 1,330
	募集容量	24.4	24.4	-
	応札容量	24.4	24.4	_
電源 I -b	落札容量	24.4	24.4	_
	※最高価格	12,000	11,863	▲137
	※平均価格	8,725	8,770	45

		※平均価格	8,725	8,770	45	
*	計画日数、調整力	m格は評価用のkW 力提供可能時間数 札価格にマイナスの	について、公募要	領で求める原		

		2018年度	2019年度	増減
高油 1	<b>,</b> 初如宓星	11件	11件	_
電源II-a 契約容量		172.1	172.1	-
	旧一電以外	2件	2件	_
	(電源等所有者)	28.2	28.2	-
	旧一電以外	2件	2件	-
	(応札主体)	28.2	28.2	_
電循Ⅱ	[ <b>-b</b> 契約容量	3件	3件	-
电冰山		26.4	26.4	-
	旧一電以外 (電源等所有者)	_	_	_
	旧一電以外 (応札主体)	_	_	_
電源Ⅱ	['契約容量	_	_	_
	旧一電以外 (電源等所有者)	_	_	_
	旧一電以外 (応札主体)	_	_	

(2018年12月末日時点) 電源Ⅱについては、今後追加的な応募、退出があり得る。

## (参考)沖縄エリアの発電設備一覧

2018年11月 第18回系統ワーキンググループ 参考資料一部改変

#### 平成30年11月12日時点

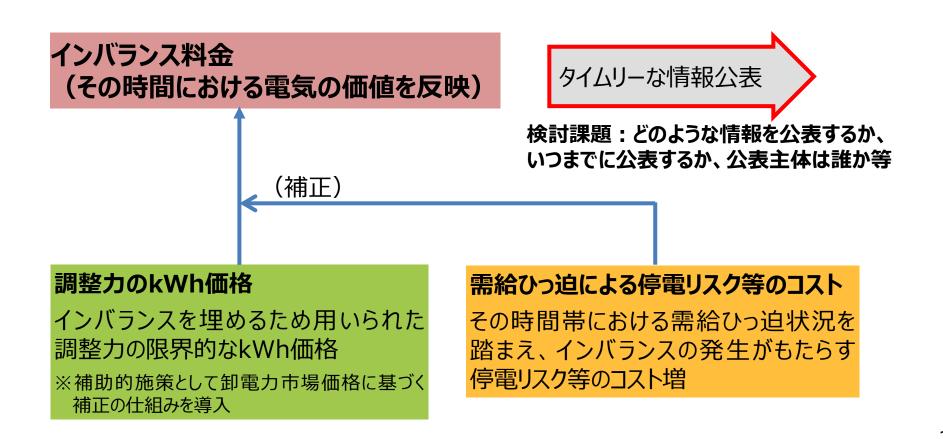
電源	種類別		発電所	設備容量	評価出力	最低出力		
	旧一電							
		具志川	1号機	15.6	_	6.0		
	石炭	<b>兴心</b> 川	2号機	15.6	_	6.0		
	11次	金武	1号機	22.0	_	8.4		
		並欣	2号機	22.0	_	8.4		
			1号機	25.1	_	12.2		
	LNG	吉の浦	2号機	25.1	_	12.2		
			マルチGT	3.5	_	1.4		
					9 号機	12.5	_	6.0
火力		牧港	GT 1 号機	6.0	_	1.0		
	石油	5油	GT 2 号機	10.3	_	1.0		
			7-111	2号機	12.5	_	6.0	
		石川	GT 1 号機	10.3	-	1.0		
		小計		181	_	70		
	旧一電以外	外						
	卸電気	<b>電池間交</b>	電発石川1号機	15.6	_	8.6		
	山电式	電源開発	電発石川 2 号機	15.6	-	8.6		
		小計	•	31	_	17		
		合計		212	_	87		

電源	種類別	発電所	i	設備容量	評価出力	最低出力
	旧一電以外					
水力	貯水池式	-	-	-	0.1	
(中小水力	1 八心式	1万kW未	満計	0.2	0.1	
を含む)		小計		0.2	0.1	_
		合計		0.2	0.1	_
	旧一電					
		-	-	-		_
	太陽光	1万kW未	満計	0.1	0.0	_
		新規		_		_
		-	-	-		_
	風力	1万kW未満計		0.4	0.0	_
ホェゥ		新規		-		_
再工ネ		小計		0.5	0	-
	旧一電以外	<u></u>				
	太陽光	導入見込み量	-	49.5	40.2	-
	風力	導入見込み量	-	18.3	14.4	_
	バイオマス	導入見込み量	-	6.6	0.6	_
		小計		74	55	_
		合計		75	55	-

## 2. タイムリーな情報公表について

## 需給調整関連情報のタイムリーな公表について

- 新たなインバランス料金制度においては、適切なインセンティブ付与と公平性の確保の観点から、需給調整関連情報をタイムリーに公表することとしている。
- 諸外国における関連情報の公表の取組も参考とし、我が国における関連情報公表の 意義、公表のあり方(情報の項目、タイミング等)について検討した。



# 2-1. 情報公表の意義

## (参考) EUにおける需給調整関連情報の公表に関するルール

● EUでは、「電力市場のデータの提出及び公表に関する規則」において、TSOによる情報公表の意義を示すとともに、公表すべき情報の項目・タイミングを詳細に規定している。

#### 「電力市場のデータの提出及び公表に関する規則」(EU規則No 543/2013) 序文

- (1) ~ (2) 略
- (3) これらの情報が入手可能であることは、市場参加者が効率的に生産、消費及び取引に関する決定を行うことができるために不可欠である。市場統合をさらに深化させ、風力、太陽光等の間欠的な再生可能エネルギーを急速な拡大させるためには、需給のファンダメンタルズに関する情報について、タイムリーに入手可能で、完全、高品質かつ分かりやすい形での開示が必要である。
- (4) また、需給ファンダメンタルズに関する情報一式がタイムリーに入手可能であることは、エネルギー供給の安全性も向上させるはずである。それらの情報は、市場参加者が需要と供給を正確に一致させることを可能とし、停電のリスクを減少させるはずである。その結果、TSOは送電網をよりよく制御できるようになり、より予想可能で安全な状態で送電網を運用することができるはずである。
- (5) 現行の透明性措置は、これらの基準を十分に満たしていない。さらに、関係ある<u>市場情報が市場参加者間で偏って存在しており、</u>大規模な既存の市場参加者は自らが有する設備に関する情報に独占的にアクセスできるが、新規の市場参加者や自己の設備を持たない市場参加者は不利な立場に置かれている。
  - (6) ~ (10) 略
- (11) 生産者、サプライヤー、トレーダーは、いくら注意深く計画を立てたとしても、それが外れ、TSOによる需給調整や精算の対象となる可能性がある。市場参加者がインバランスのリスクを最適に緩和するためには、需給調整市場に関する正確かつ明快な情報をタイムリーに入手できることが必要である。TSOは、国境を越えて比較可能なフォーマットでこれらの情報を提供すべきである。これらの情報には、契約で確保した予備力、支払価格、需給調整のために稼働した量などについての詳細情報が含まれるものとする。
  - (12)~(15) 略

## インバランス関連情報の公表の重要性

● 系統利用者の適切な行動を促し、公平性を確保する観点から、実需給における電気の価値を表すようインバランス料金を見直すことにあわせて、関連情報をタイムリーに公表する仕組みを導入することが重要。

#### 関連情報公表の意義・目的

① 需給バランス確保の円滑化を通じた安定供給の確保

系統の需給状況、インバランスの発生状況及びインバランス料金に関する情報をタイムリーに提供することにより、 系統利用者が最新の状況を把握し、それを踏まえて自らの需要予測を精査し、時間前市場も活用して調達量 を調整することを促進。

② 価格シグナルを通じた電気の有効利用の促進・新たなビジネスモデルの育成

将来的には、EVなどを活用し、需給状況に応じて電気の消費・供給・充放電を変化させる分散型の取組の拡大が期待されている。こうした動きを促進するためにも、上述①を通じて需給状況が時間前市場価格に適切に 反映されるようにすることが重要。

③ 適正な競争の確保(情報格差の防止)

電力市場における公平な競争を確保する観点から、一部の者 (調整力提供者) のみがインバランス料金の 予測に資する情報を持つことがないようにする。

④ インバランス料金の透明性の確保

インバランス料金が適正に算定されているかについて、算定諸元を提示し、検証できるようにする。

# 2-2. 諸外国(欧州)におけるタイムリーな情報公表の取組み

## (参考) EUにおける情報提供の全体像

- ●情報公表に関するEU規則を受け、欧州各国のTSOの団体であるentso-eは、各国TSO向けに、 公表すべき情報の概要、粒度、公表のタイミング等に関するガイドラインを策定。
- ●情報の種類は、需要・供給、ネットワーク、インバランス等、12カテゴリー、60項目に及ぶ。

#### 需要関連データ

- エリア総需要
- 翌日総需要予測
- 週間総需要予測
- 月間総需要予測
- 年間総需要予測

#### 大口需要関連データ

- 大口需要の停止計画
- 大口需要の停止実績

#### 予備力関連データ

• 年間予備力見通し

#### 送電網関連データ

• 設備計画

#### 送電網制約関連データ

- 送電網の停止計画
- 連系線及び送電網の変更情報
- オフショア設備の停止情報

#### エリア間供給力関連データ

- エリア間供給力配分の計画・実績
- エリア間供給力配分の年間予測
- エリア間供給力配分の月間予測
- エリア間供給力配分の週間予測
- エリア間供給力配分の翌日予測
- エリア間供給力配分の年間実績
- ・ エリア間供給力配分の月間実績
- エリア間供給力配分の週間実績
- エリア間供給力配分の翌日実績
- エリア間供給力配分の当日実績
- Direct Current linksの制約
- ネットワーク制約の年間レポート

#### 混雑処理関連データ

- 再給電
- 逆取引
- 混雑処理のレポート

#### エリア間供給力利用関連データ

- Explicit配分(送電網及び連系線の利用情報)
- Explicit配分に選定された供給力
- 配分された供給力
- 翌日価格
- Implicit配分
- Explicit配分及びImplicit配分により 予定されている総取引量
- 物理的潮流
- メンバー国と第三国間で配分された 送電キャパシティ

#### 供給力予測関連データ

- 総発電容量
- 電源別発電容量
- 翌日供給力予測
- 翌日供給力予測(風力・太陽光)

#### 電源停止関連データ

- 100MW級以上の電源の停止計画
- 100MW級以上の電源の停止実績
- 200MW級以上の電源の停止計画
- 200MW級以上の電源の停止実績

#### 発電実績関連データ

- 電源別発電実績
- 電源種別発電実績
- 風力・太陽光発電実績
- 揚水等貯水率

#### 調整力・インバランス関連データ

- インバランスの制度情報
- 契約された調整力の出力
- 契約された需給調整力のMW価格
- 指令可能だった調整力の総量
- 稼働した調整力の量
- 稼働した調整力のMWh価格
- インバランス料金
- 各コマで発生しているインバランス の総量
- 月間インバランス収支
- エリア間バランシングの量
- エリア間バランシングの価格
- 稼働しているエリア間バランシング の量

## 公表が必要と考えられる情報の分類

● EUにおいて公表が求められているデータの項目を大別すると、大きく以下の通り分類できる。

#### ① 系統の需給に関する情報

例) 需要に関するデータ: エリア総需要実績・予測、大口需要の実績

発電に関するデータ:電源別発電実績・予測、風力・太陽光発電実績・予測、電源停止情報、揚水貯蓄率

送電網・供給力等に関するデータ:物理的潮流、送配電網の停止計画、予備力見通し など

→系統の需給状況は、系統利用者が実需給の状況の予測を精緻化し、市場取引などを通じて自らの計画をより合理的なものとする 上で重要な情報となると考えられる。

#### ② インバランスに関する情報

例)インバランス価格、各コマで発生しているインバランスの総量、エリア間バランシングの量、エリア間バランシングの価格、インバランスの制度情報、月間インバランス収支 など

→インバランスに関する情報は、系統利用者が最新の需給状況を把握する上で不可欠な情報であるとともに、その算定根拠や収支を 公表することでインバランス料金の透明性を確保することに資すると考えられる。

#### ③ 調整力に関する情報

- 例)契約された調整力電源の出力・MW価格、指令可能だった調整力の量、稼働した調整力の量、稼働した調整力のMWh価格など
- →調整力の稼働情報は、系統利用者が最新の需給状況を把握する上で重要な情報であるとともに、一部の者(調整力提供者)の みがその情報を持つことがないよう、公表を行うことが適正な競争の確保に資すると考えられる。

## 各国における情報公表の状況 ①系統の需給に関する情報

● エリアの需要に関しては、実績については、各国おおむねコマ終了後速やかに公表を行っている。予 測については、各国おおむね前日時点で公表し、その後一定の間隔で更新を行っている。

## 需要に関するデータ

情報の種類	EU規制の要求	英国	北欧	ドイツ	ベルギー	日本(現状)
エリア総需要量(実績)	各コマの 1 時間後 まで	各コマの 5 分後まで (5分単位)	各コマの 1 時間後 まで	各コマの30分後まで	各コマの 1 時間後まで	一般送配電事業 者が公表 5分後まで(5分 単位) 1時間後まで(1 時間単位)
エリア総需要量 (予測)	前日市場の2時間 前まで(その後大 きな変化があるごと に更新)	各コマの16時間 前まで(その後1 5分単位で更新)	各コマの34時間 前(その後15分 単位で更新)	翌日予測:各コマの36時間前まで	翌日予測:各コマ の20時間前まで 当日予測:翌日 予測後、実需給6 時間半前から15 分単位で更新	一般送配電事業 者が公表 翌日予測:最大・ 最小需要量予測を 前日17:30頃に更 新 当日予測:最大 需要予測を当日 8:30頃に更新
エリア総需要量 (BRP計画の総 計)	_	_	_	_	_	_

## 各国における情報公表の状況 ①系統の需給に関する情報

- エリアの発電に関しては、実績については、各国おおむねコマ終了後速やかに公表を行っている。予 測については、各国おおむね半日前日時点で公表を行っている。
- 風力・太陽光のデータについても同様のタイミングで公表を行っている。

## 発電に関するデータ

情報の種類	EU規制の要求	英国	北欧	ドイツ	ベルギー	日本(現状)
エリア総発電量 (実績)	各コマの 1 時間後ま で	各コマの5分後まで	各コマの 1 時間後ま で	各コマの 1 時間 後まで	各コマの15分 後まで	一般送配電事業者 が公表 5分後まで(5分単 位) 1時間後まで(1時 間単位)
エリア総発電量 (予測=BRP計 画の総計)	前日18時(ブ リュッセル時間)まで	各コマの13時間前まで	前日朝(ノルウェーの み) 各コマの12時間前 まで(それ以外)	各コマの12時 間前まで	各コマの12時間前まで	一般送配電事業者が公表翌日予測:需要ピーク時、使用率ピーク時の供給力を前日17:30頃に更新当日予測:需要ピーク時、使用率ピーク時の供給力を当日8:30頃に更新
エリア風力・太陽 光発電量 (実 績)	各コマの 1 時間後まで	各コマの5分後まで	各コマの30分後まで	各コマの30分 後まで	各コマの15分 後まで	一般送配電事業者 (一部)が公表 (太陽光のみ) 5分後まで(5分単 位)
エリア風力・太陽 光発電量(予測 =BRP計画の総 計)	前日18時 (ブ リュッセル時間) まで その後当日最低でも 1回更新 (少なくと も当日朝8時)	各コマの19時間 前まで	前日朝(ノルウェー) 各コマの11時間前 まで(フィンランド) 各コマの12時間前 まで(それ以外)	各コマの12時間前まで	各コマの15時間前まで	_

## 各国における情報公表の状況 ①系統の需給に関する情報

- 発電ユニットや送電網のデータについては、各国においても随時公表が行われている。
- 予備率については、ひっ迫時補正料金を採用する英国等において、前日から数時間おきに公表され、ひっ迫のシグナルが発出されるようになっている。

## 送電網・供給力等に関するデータ

情報の種類	EU規制の要求	英国	北欧	ドイツ	ベルギー	日本(現状)
発電ユニット等の 停止情報	状況判明後できる だけ速やかに(遅く とも1時間以内)	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	JEPXが公表
送電網の状況	状況判明後できる だけ速やかに(遅く とも1時間以内)	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	広域機関が公表
予備率(実績)	_	GC時点(1時間 前)	_	_	ひっ迫時に警報	_
予備率(予測) ※予備率は、基本的に	- こは総供給力-総需要	前日12:00、各コ マの8時間前、4 時間前、1時間前 量で算出可能だが、ひ	- つ迫時補正料金を採用	_  している国は別途公表	ひっ迫時に警報	一般送配電事業 者が公表 翌日予測:前日 17:30頃公表 当日予測:当日 8:30頃公表

## 各国における情報公表の状況 ②インバランスに関するデータ

● インバランス料金及びインバランスの総量については、各国おおむねコマ終了後速やかに公表を行っている。

情報の種類	EU規制の要求	英国	北欧	ドイツ	ベルギー	日本(現状)
インバランス料金	できるだけ速やかに	各コマの30分後まで	各コマの 1 時間後 まで	各コマの2か月後まで	各コマの15分後まで	一般送配電事業 者が公表 速報値は実需給終 了日の5営業日後 まで 確報値は実需給終 了月の翌々月第5 営業日まで
インバランスの総量	各コマの30分後まで	各コマの30分後まで	各コマの30分後 まで(デンマーク、 フィンランド) 各コマの2時間後 まで(ノルウェー、ス ウェーデン)	各コマの15分後 まで	各コマの2分後まで	一般送配電事業 者が公表 実需給終了月の 翌々月第5営業 日まで

## 各国における情報公表の状況 ③調整力に関する情報

- 稼働した調整力の量及び調整力への支払い単価については、各国おおむねコマ終了後速やかに 公表を行っている。
- 指令可能な調整力の量・価格(いわゆるメリットオーダー)に関しては、電源 I 相当については一定の統計処理の上公表されている国が多く、英国は電源 II 相当も含めユニット毎の詳細情報をタイムリーに公表している。

情報の種類	EU規制の要求	英国	北欧	ドイツ	ベルギー	日本(現状)
稼働した調整力の量	各コマの30分後まで	各コマの30分後まで	各コマの 1 時間後 まで	各コマの15分後まで	各コマの5分後まで	国が公表 1か月半後まで (各週の合計の み)
稼働した調整力に TSOが支払う価 格	各コマの 1 時間後 まで	各コマの30分後まで(電源I相当への 支払額) GC後すぐ(電源II 相当の登録単価)	各コマの 1 時間後まで (限界的な価格のみ)	_	各コマの15分後まで (限界的な価格のみ)	国が公表 1か月半後まで (各週の平均、 最高、最低の み)
指令可能な調整 力の量(いわゆる メリットオーダー)	状況判明後できる だけ速やかに(遅 くとも30分以 内) ※総量のみ	契約後随時更新 (電源 I 相当・ユニッ ト毎) 4コマ先まで(電源 II 相当・ユニット毎)	契約後随時更新 (電源 I 相当・ 電源種別毎)	契約後随時更新 (電源 I 相当・総量 のみ)	契約後随時更新 (電源 I 相当・総 量のみ) 当日公表(電源 I 相当・ユニット毎)	なし
指令可能な調整 力の価格(いわゆ るメリットオー ダー)	-	GC時点(電源 I 相 当・ユニット毎) 4コマ先まで(電源 II 相当・ユニット毎)	_	契約後随時更新 (電源 I 相当・商品 区分毎の最低・最 高・平均価格のみ)	当日公表(電源 I 相当·電源種別毎、 調整量閾値毎)	なし

## (参考) 英国における情報公表の例(インバランス価格)

● 各コマのインバランス料金は、コマ終了後30分以内(概ね25分後)に公表される。



## (参考) 英国における情報公表の例(インバランス量の総計)

● 各コマのインバランス量の総計は、コマ終了後30分以内(概ね25分後)に公表される。



## (参考) 英国における情報公表の例(稼働したReserveの大きさ)

● 我が国の電源 I に相当するReserveの稼働した大きさは30分間隔で把握され、コマ 終了後30分以内(概ね15分後)に公表される。



## (参考) 英国における情報公表の例(稼働したReserveに支払う価格)

● 各コマで稼働したReserveへのkWh料金の支払総額は、コマ終了後30分以内(概 ね15分後)に公表される。



## (参考) 英国における情報公表の例 (調整力のkWh価格及び指令量)

● 我が国の電源 II に相当するBalancing Mechanismの、各発電ユニット・DRユニットのkWh価格(上げ・下げ)は、各コマの約1時間前(GC後すぐ)に公表される。それらへの指令量の実績値はコマ終了後30分以内(概ね22分後)に公表される。



## (参考) ベルギーにおける情報公表の例

- ベルギーでは、域内唯一のTSOであるEliaのホームページにおいて、需給調整関連の情報公表が行われている。
- 各コマのインバランス価格や調整力kWh価格は15分後まで、インバランスの高さ (MW) や稼働した調整力の大きさは1分間隔で把握され、2分後までに公表される。

#### インバランス価格

Quarter	NRV (MW)	SI (MW)	g (€/MWh)	MIP (€/MWh)	MDP (€/MWh)
00:00 > 00:15	-20,203	-6,736	0,0	83,71	1,79
00:15 > 00:30	110,912	-125,222	0,0	83,71	1,79
00:30 > 00:45	180,127	-228,547	0,8	83,71	1,79
00:45 > 01:00	110,857	-165,402	1,0	83,71	1,79
01:00 > 01:15	-14,055	14,142	0,0	83,71	1,79
01:15 > 01:30	146,394	-134,559	0,0	83,71	1,79
01:30 > 01:45	15,484	-10,688	0,0	83,71	1,79
01:45 > 02:00	-5,301	3,528	0,0	83,71	1,79
02:00 > 02:15	71,486	-131,778	0,0	83,71	1,79
02:15 > 02:30	38,722	-36,624	0,0	83,71	1,79
02:30 > 02:45	-24,042	8,610	0,0	83,71	1,79
02:45 > 03:00	6,462	-24,430	0,0	83,71	1,79
03:00 > 03:15	29,009	-28,817	0,0	83,71	1,79
03:15 > 03:30	119,341	-123,339	0,0	83,71	1,79
03:30 > 03:45	52,235	-63,876	0,0	83,71	1,79
03:45 > 04:00	26,003	-39,228	0,0	83,71	1,79
04:00 > 04:15	-116,872	116,120	0,0	83,71	1,79
04:15 > 04:30	25,268	-39,386	0,0	83,71	1,79
04:30 > 04:45	101,935	-104,603	0,0	83,71	1,79
04:45 > 05:00	158,004	-170,745	0,64	83,71	1,79

#### インバランスの高さ

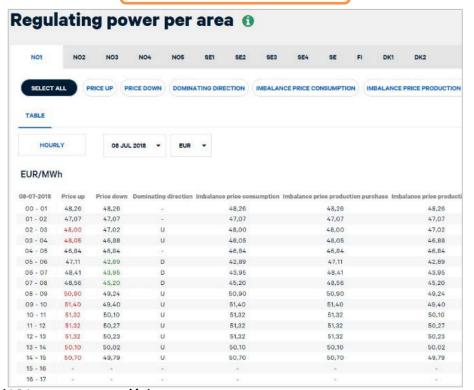
			Strategic Reserves	Upward	regulation	volume	r .					Downwa	rd regul	ation vo
					aFRR		mFRR						aFRR	
Time	SI (MW)	NRV (MW)	SR (MW)	GUV (MW)	IGCC+ (MW)	R2+ (MW)	Bids+ (MW)	R3Std (MW)	R3Flex (MW)	ICH+ (MW)	Inter- TSO Import (MW)	GDV (MW)	IGCC- (MW)	R2- (MW)
07:41	70,08	-66,93		0,05	0,00	0,05						66,98	27,92	39,06
07:40	75,88	-39,49		0,48	0,43	0,05						39,97	11,63	28,34
07:39	16,79	-29,99		8,17	8,12	0,05						38,15	7,87	30,29
07:38	-16,66	-21,43		16,33	16,28	0,05						37,76	0,73	37,03
07:37	65,64	-52,18		0,05	0,00	0,05						52,24	12,47	39,77
07:36	77,73	-39,39		0,05	0,00	0,05						39,44	16,65	22,79
07:35	38,69	-28,16		0,05	0,00	0,05						28,21	17,87	10,34
07:34	42,88	-10,52		4,47	0,00	4,47						15,00	14,43	0,56
07:33	22,64	10,79		14,81	2,45	12,36						4,02	4,02	0,00
07:32	12,86	13,70		23,09	22,45	0,64						9,39	4,93	4,45
07:31	-37,39	9,16		32,22	32,22	0,00						23,06	0,00	23,06
07:30	48,68	-48,95		0,45	0,45	0,00						49,40	7,93	41,47
07;29	67,67	-73,13		0,00	0,00	0,00						73,13	13,60	59,53
07:28	-3,81	-70,48		9,58	9,58	0,00						80,06	0,77	79,30
07:27	-63,74	-36,47		59,80	59,80	0,00						96,27	0,07	96,20
07:26	59,67	-121,50		0,00	0,00	0,00						121,50	6,38	115,12
07:25	99,93	-155,50		0,00	0,00	0,00						155,50	40,73	114,76

(出典:Eliaホームページ)

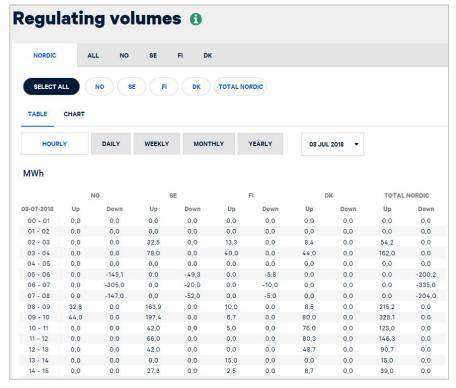
## (参考) 北欧における情報公表の例

- 北欧では、北欧4か国のTSOが共同運用しているNordpoolにおいて、需給調整関連の情報公表が行われている。
- Nordpoolのホームページでは、インバランス価格や稼働した調整力の量などの情報が1 時間後まで(概ね50分後)に公表されている。

インバランス価格



稼働した調整力の量



(※1コマ60分)

(出典: Nordpoolホームページ)

## (参考) ドイツにおける情報公表の例

- ドイツでは、TSOの総合情報公表サイトであるRegelleistungが設置されている。
- B Gのインバランスの高さや稼働した調整力の大きさは15分間隔で把握され、15 分後まで(概ね10分後)に公表されている。
- インバランス価格は、2か月後までに公表される。
  - (注)なお、ドイツでは、実同時同量制の下、ルールによりインバランスを抑制することを求めている。(場合によってはBGのライセンスが取り消される可能性もある)

※インバランス = (発電・調達の実績) - (販売・消費の実績)



(※1コマ15分)

参考: ドイツ(UTC+2) 18:20 時点

# 2-3. 我が国における関連情報の 公表のあり方 (案)

## 我が国における関連情報の公表内容(案)

● 新たなインバランス料金に係る関連情報公表の意義・目的を踏まえると、我が国においては、以下 の情報項目についてタイムリーに公表を行うことが適当ではないか。

情報の種 類	情報の項目	公表のタイミング
①系統の 需給に関 する情報	<ul><li>エリア総需要量(実績値)</li><li>エリア総需要量(予測値)</li><li>エリア総需要量(需要BG計画値の総計)</li></ul>	コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) 一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表 前日計画・最終計画確定後に速やかに公表
	<ul> <li>エリア総発電量(実績値)</li> <li>エリア総発電量(予測値)</li> <li>エリア総発電量(発電BG計画値の総計)</li> <li>エリア太陽光・風力発電量(実績値)</li> <li>エリア太陽光・風力発電量(予測値)</li> <li>エリア太陽光・風力発電量(発電BG計画値の総計)</li> </ul>	コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) 一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表 前日計画・最終計画確定後に速やかに公表 コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) 一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表 前日計画・最終計画確定後に速やかに公表
	<ul> <li>連系線の空き容量</li> <li>発電ユニット等の停止情報</li> <li>エリア供給力/上げ余力(需給ひっ迫時料金の算定諸元・実績値)</li> <li>エリア供給力/上げ余力(需給ひっ迫時料金の算定諸元・予測値)</li> </ul>	状況変化に基づき随時公表 状況変化に基づき随時公表 コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) 一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
②インバラ ンスに関す る情報	<ul> <li>・ インバランス料金</li> <li>・ 広域運用調整力の指令量(≓インバランス量)<sup>※1</sup></li> <li>・ インバランス料金の算定根拠(指令した調整力の限界的なkWh及び補正料金の詳細)</li> </ul>	コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで)
③調整力 に関する 情報	<ul> <li>広域運用調整力の指令量</li> <li>指令した調整力の限界的なkWh価格(=インバランス料金の算定根拠)</li> <li>広域運用システムに登録された調整力の詳細(各ユニットの上げ代・下げ代やkWh価格、いわゆるメリットオーダー)※2</li> </ul>	コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) コマ終了後速やかに公表(遅くとも30分後まで) GC後速やかに公表

- ※ 1 新たなインバランス料金制度においては、インバランス料金は広域運用調整力の指令量(15分前予測)に基づき算定されるため、需給の情報としては当該指令量を 用いることが合理的
- ※ 2 メリットオーダーについては、公表によって競争に及ぼす影響に留意が必要

## 情報公表の主体及び開始時期について(案)

- 情報公表の主体については、基本的には、各エリアの需給調整を行う一般送配電事業者が情報 公表も併せて実施することが適当である。
- 他方、連系線の空き容量については電力広域的運営推進機関、発電ユニット等の停止情報については日本卸電力取引所がそれぞれ既に自らのプラットフォームにおいて情報公表を行っており、これらの情報については、引き続き両機関が情報公表の実施主体となることがコスト等の面から合理的と考えられる※。
- ●情報公表の開始時期については、新たなインバランス料金制度の導入と同時とすることが、情報格差の防止等の観点から適切である。
- ◆ なお、今後、システム構築に必要なコストや期間について一般送配電事業者に精査を依頼した上で、仮に相当な期間を要する項目等が明らかになった場合は、段階的な実施を検討することなども考えられる。

<sup>※</sup> 仮にこれら以外の項目についても一般送配電事業者以外の主体が公表を行うことが合理的であることが判明した場合には、他の主体が公表を行うこともあり得る。